

# 山梨県公報

第千八百十二号

平成十九年

十一月二十九日

木曜日

## 目次

告示	七九九
生活保護法に基づく介護機関の指定	七九九
道路の区域変更(二件).....	八〇三
電線共同溝を整備すべき道路の指定	八〇三
公告	八〇四
特定非営利活動法人の設立の認証申請	八〇四
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	八〇四
公安委員会	八〇四
山梨県特例施設占有者の指定等に関する規則	八〇四

## 告示

### 山梨県告示第四百十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

平成十九年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 グツトケアー	甲府市住吉四丁目六番二十四号	有限会社 グツトケアー 住吉ヘルパーステーシヨン	甲府市住吉四丁目六番二十四号	平成十八年九月一日
有限会社 グツトケアー	甲府市住吉四丁目六番二十四号	デイサービスセンター「笑くぼ」	甲府市朝氣三丁目十五番二十一	平成十八年九月一日

有限会社 グツトケアー	甲府市住吉四丁目六番二十四号	有限会社 グツトケアー 東光寺ヘルパーステーシヨン「子ぶた」	甲府市東光寺二丁目十九番二十九号	平成十八年九月一日
有限会社 グツトケアー	甲府市住吉四丁目六番二十四号	デイサービスセンター「よつ葉」	甲府市東光寺二丁目十九番二十九号	平成十八年九月一日
有限会社 グツトケアー	甲府市住吉四丁目六番二十四号	有限会社 グツトケアー	甲府市住吉四丁目六番二十四号	平成十八年九月一日
株式会社 山梨介護サービス	甲府市住吉二丁目五番六号 二ユーピースK五百六号	石和げんき園 指定通所介護事業所	笛吹市石和町河内百八十二番地一	平成十八年十月一日
株式会社 山梨介護サービス	甲府市住吉二丁目五番六号 二ユーピースK五百六号	石和げんき園 指定居宅介護支援事業所	笛吹市石和町河内百八十二番地一	平成十八年十月一日
医療法人財団 加納岩	山梨市上神内川千三百九番地	リハケアセンター「きらり」	笛吹市春日居町小松八百五十五番地	平成十八年十月五日
古屋医院	笛吹市御坂町夏目原七百五十番地一	古屋医院	笛吹市御坂町夏目原七百五十番地一	平成十八年九月一日
梨北農業協同組合	韮崎市一ツ谷千八百九十五番地	りほくケアネットワーク	韮崎市中田町中條千三十一番地一	平成十八年七月一日

株式会社 セリ 才	静岡県浜松市湖 東町三千四百七 十二番地一	株式会社 セリ 才 山梨営業所	甲斐市中下条千 九百二十九番地	平成十八年 四月一日
株式会社 二チ イ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目九番地	アイリスケアセ ンター 甲斐	甲斐市篠原千六 百五十九番地	平成十八年 八月一日
医療法人 慶友 会	甲府市城東四丁 目十三番十五号	医療法人 慶友 会 サンケール 城東介護施設	甲府市城東四丁 目十三番十五号	平成十八年 十月一日
株式会社 寝具 の望月	甲府市美咲二丁 目十六番十七号	ケアサポート望 月	甲府市美咲二丁 目十六番十七号	平成十八年 四月一日
社団法人 山梨 県歯科医師会	甲府市大手一丁 目四番一号	山梨口腔保健セ ンター	甲府市荒川一丁 目三番二十七号	平成十八年 六月一日
都留市	都留市上谷一丁 目一番一号	都留市指定介護 予防支援事業所	都留市下谷二千 五百十六番地一 いきいきプラザ 都留	平成十八年 十月十八日
医療法人 樂々 堂	富士吉田市上吉 田千六百十六番 地五	樂天堂メデイカ ルケアセンター	富士吉田市上吉 田二丁目五番一 号 富士急ター ミナルビル五階	平成十八年 十月三十日
社会福祉法人 笛吹市社会福祉 協議会	笛吹市八代町南 三百二十六番地	笛吹市社会福祉 協議会 居宅介 護支援事業所	笛吹市御坂町栗 合八十七番地	平成十八年 十一月一日
社会福祉法人 笛吹市社会福祉 協議会	笛吹市八代町南 三百二十六番地	笛吹市社会福祉 協議会 訪問介 護事業所	笛吹市一宮町末 木八百三十九番 地一	平成十八年 十一月一日
有限会社 四撰	笛吹市御坂町夏	デイサービス 栗	笛吹市御坂町夏	平成十八年

株式会社 サン カイゴ	中央市若宮十三 番地四	株式会社サンカ イゴ 玉穂店	中央市若宮十三 番地四	平成十八年 八月一日
株式会社 キョ ウワコーポレー ション	甲府市蓬沢一丁 目八番十号	デイサービスセ ンター さくら 荘	甲府市大手二丁 目四番四号	平成十八年 十月一日
株式会社 あつ とけあ	笛吹市石和町山 崎百二番地二	あつとけあ事業 所	笛吹市石和町山 崎百二番地二	平成十八年 五月一日
社団法人 山梨 県看護協会	甲府市東光寺二 丁目二十五番一 号	社団法人 山梨 県看護協会 ま すほホームヘル プサービスショ ン	南巨摩郡増穂町 長沢二千三百七 十四番地二	平成十八年 四月一日
社団法人 山梨 勤労者医療協会	甲府市宝一丁目 九番一号	御坂八代訪問看 護ステーション たんぼぼ	笛吹市御坂町八 千蔵五百三十八 番地一	平成十八年 十一月一日
社会福祉法人 山梨櫻の会	甲府市塚原町三 百五十九番地	特別養護老人ホ ーム ゆめみど り	甲斐市玉川千七 百番地一	平成十八年 七月一日
社会福祉法人 山梨櫻の会	甲府市塚原町三 百五十九番地	甲府相川ケアセ ンター	甲府市塚原町三 百五十九番地	平成十八年 九月一日
社団法人 山梨 県看護協会	甲府市東光寺二 丁目二十五番一 号	社団法人 山梨 県看護協会 荒 川ホームヘルパ ーステーション	甲府市荒川二丁 目十番二十六号	平成十八年 四月一日
大月市	大月市大月二丁 目六番二十号	大月市地域包括 支援センター	大月市大月二丁 目六番二十号	平成十八年 四月一日
	目原七百五十番 地一		目原七百五十番 地一	平成十八年 十月一日

医療法人 青虎会	都留市四日市場 百八十八番地	ツル虎ノ門外科 リハビリテーシ ョン病院	都留市四日市場 字瀬中百八十八 番地	平成十八年 十一月一日
有限会社 ケア センターなごみ	甲府市富士見二 丁目八番十七号	有限会社 ケア センターなごみ	甲府市富士見二 丁目八番十七号	平成十八年 十一月二十 四日
社団法人 山梨 勤労者医療協会	甲府市宝一丁目 九番一号	甲府訪問看護ス テーションす ずかけ	甲府市丸の内二 丁目九番二十八 号 勤医協駅前 ビル四F	平成十八年 十一月十五 日
有限会社 訪問 介護 えがお	甲府市城東三丁 目十三番八号	居宅介護支援事 業所 えがお	甲府市伊勢四丁 目三十三番十号	平成十八年 十二月一日
有限会社 訪問 介護 えがお	甲府市城東三丁 目十三番八号	訪問介護 えが お	甲府市伊勢四丁 目三十三番十号	平成十八年 十二月一日
ケアワークス有 限会社	甲府市下石田二 丁目一番二十四 号	ケアワークス山 梨訪問介護事業 所	甲府市下石田二 丁目一番二十四 号	平成十八年 九月一日
ケアワークス有 限会社	甲府市下石田二 丁目一番二十四 号	ケアセンター ハッピーライフ	甲府市下石田二 丁目一番二十四 号	平成十八年 九月一日
社団法人 山梨 勤労者医療協会	甲府市宝一丁目 九番一号	甲府共立診療所	甲府市宝一丁目 十番五号	平成十八年 四月一日
医療法人 銀門 会	笛吹市石和町四 日市場二千三十 一番地	甲州ケア・ホー ム 訪問リハビ リテーション	笛吹市石和町四 日市場二千三十 一番地	平成十九年 一月一日
社団法人 山梨 勤労者医療協会	甲府市宝一丁目 九番一号	東八訪問看護ス テーションほ えみ	笛吹市石和町広 瀬六百二十三番 地	平成十八年 四月一日

社団法人 山梨 勤労者医療協会	甲府市宝一丁目 九番一号	石和共立病院	笛吹市石和町広 瀬六百二十三番 地	平成十二年 四月一日
社団法人 山梨 勤労者医療協会	甲府市宝一丁目 九番一号	石和共立病院指 定通所リハビリ テーション	笛吹市石和町広 瀬六百二十三番 地	平成十八年 四月一日
社団法人 山梨 勤労者医療協会	甲府市宝一丁目 九番一号	石和共立病院指 定通所介護事業 所 ふれあい	笛吹市石和町広 瀬六百二十三番 地	平成十八年 四月一日
社団法人 山梨 勤労者医療協会	甲府市宝一丁目 九番一号	ヘルパーステー ション ほえ み	笛吹市石和町広 瀬六百二十三番 地	平成十八年 四月一日
医療法人 高原 会	南アルプス市荊 澤二百五十五番 地	南アルプス市小 笠原介護保険相 談室	南アルプス市小 笠原四百三番地 一	平成十八年 十月一日
医療法人 高原 会	南アルプス市荊 澤二百五十五番 地	開国橋介護保険 相談室	南アルプス市上 今諏訪四百三十 七番地一	平成十九年 二月一日
医療法人 高原 会	南アルプス市荊 澤二百五十五番 地	昭和介護保険相 談室	中巨摩郡昭和町 上河東五百四十 番地二	平成十九年 二月一日
医療法人 高原 会	南アルプス市荊 澤二百五十五番 地	高原会 介護保 険相談室	南アルプス市荊 澤二百七十八番 地	平成十九年 二月一日
社会福祉法人 協議会	南巨摩郡南部町 内船八千八百十 二番地	南部町社会福祉 協議会 訪問介 護事業所	南巨摩郡南部町 内船八千八百十 二番地	平成十八年 十二月一日
社会福祉法人	南都留郡鳴沢村	富士山荘	南都留郡鳴沢村	平成十八年

永寿会	五千六十一番地	静岡県富士市五百葉の会	貴島百七十五番地	デイサービスセンター 百葉南部の郷	南巨摩郡南部町南部八千五十八番地一	平成十八年十二月一日
医療法人 銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	医療法人 銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	甲州訪問看護ステーション	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	平成十八年四月一日
医療法人 銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	医療法人 銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	甲州通所リハビリテーション	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	平成十八年四月一日
医療法人 銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	医療法人 銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	甲州ケア・ホーム	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	平成十八年四月一日
信和ビジネス株式会社	富士吉田市上吉田六千六百八十六番地	信和ビジネス株式会社 介護支援センター やすらぎ 大月	大月市御太刀一丁目二番十四号	信和ビジネス株式会社 介護支援センター やすらぎ 大月	大月市御太刀一丁目二番十四号	平成十九年二月一日
医療法人 景雲会	笛吹市春日居町国府四百三十六番地	勝沼ナーシングセンター	甲州市勝沼町菱山中平四千三百番地	勝沼ナーシングセンター	甲州市勝沼町菱山中平四千三百番地	平成十九年二月十六日
医療法人 景雲会	笛吹市春日居町国府四百三十六番地	短期入所生活介護施設 サージ	甲州市勝沼町菱山中平四千三百番地	短期入所生活介護施設 サージ	甲州市勝沼町菱山中平四千三百番地	平成十九年二月十六日
社団法人 山梨勤労者医療協会	甲府市宝一丁目九番一号	ヘルパーステーション やすらぎ	甲斐市富竹新田二百三番地一メゾンド広瀬百三三三	ヘルパーステーション やすらぎ	甲斐市富竹新田二百三番地一メゾンド広瀬百三三三	平成十八年四月一日
有限会社 ひま	大月市初狩町下	デイサービス	大月市初狩町下	有限会社 ひま	大月市初狩町下	平成十九年

わり福祉サービス	初狩二千六十番地	社会福祉法人 恵優会	甲府市青葉町十四番十五号	青葉デイサービスセンター	甲府市青葉町十四番十五号	平成十八年十二月一日
企業組合 ケアフォーラム	東京都大田区田園調布三丁目一番三三三	企業組合 ケアフォーラム 甲府	甲府市朝日五丁目六番十一号	企業組合 ケアフォーラム 甲府	甲府市朝日五丁目六番十一号	平成十八年八月一日
医療法人 健康会	甲府市大津町千五百九番地一	大津ケアセンター	甲府市大津町千五百九番地一	大津ケアセンター	甲府市大津町千五百九番地一	平成十九年二月一日
社会福祉法人 清翔会	甲府市横根町五百五十四番地	グレイプハウス 指定介護予防通所介護事業所	甲府市桜井町六百十番地	グレイプハウス 指定介護予防通所介護事業所	甲府市桜井町六百十番地	平成十八年十二月一日
医療法人 高原会	南アルプス市荊沢二百五十五番地	あすなるデイサービスセンター リフレッシュ サロンいませわ温泉	南アルプス市上今諏訪四百三十七番地一	あすなるデイサービスセンター リフレッシュ サロンいませわ温泉	南アルプス市上今諏訪四百三十七番地一	平成十九年二月一日
医療法人 高原会	南アルプス市荊沢二百五十五番地	あすなるデイサービス	南アルプス市荊沢二百四十七番地	あすなるデイサービス	南アルプス市荊沢二百四十七番地	平成十九年二月一日
医療法人 高原会	南アルプス市荊沢二百五十五番地	あすなるデイサービス 小笠原センター 仁めぐみ	南アルプス市荊沢四百三番地一	あすなるデイサービス 小笠原センター 仁めぐみ	南アルプス市荊沢四百三番地一	平成十九年二月一日
医療法人 高原会	南アルプス市荊沢二百五十五番地	あすなるデイサービス 寺部センター 陽だまりノ家	南アルプス市寺部二千百十八番地一	あすなるデイサービス 寺部センター 陽だまりノ家	南アルプス市寺部二千百十八番地一	平成十九年二月一日

医療法人 高原 会	南アルプス市荊 地 沢二百五十五番	南アルプス市小 笠原介護施設	南アルプス市小 笠原四百三番地	平成十九年 二月一日
医療法人 高原 会	南アルプス市荊 地 沢二百五十五番	南アルプス市小 笠原介護予防セ ンター	南アルプス市小 笠原四百三番地	平成十九年 二月一日
医療法人 高原 会	南アルプス市荊 地 沢二百五十五番	あすなるデイサ ービス 小笠原 センター 寛 くつろぎ	南アルプス市小 笠原四百三番地	平成十九年 二月一日
医療法人 高原 会	南アルプス市荊 地 沢二百五十五番	あすなるデイサ ービス 増穂セ ンター やわら ぎの家	南巨摩郡増穂町 千五百十七番地	平成十九年 二月一日
社会福祉法人 信和会	韮崎市六山町次 第窪五千百六十 四番地	特別養護老人ホ ーム 六山の杜	韮崎市六山町五 千三百九十番地	平成十九年 二月二十八 日
有限会社 さく ら	中巨摩郡昭和町 飯喰四百十八番 地一	有限会社 さく ら 峡南介護支 援センター	南巨摩郡身延町 梅平千百三十番 地	平成十八年 四月一日
有限会社 さく ら	中巨摩郡昭和町 飯喰四百十八番 地一	有限会社 さく ら 峡南介護支 援センター 下 山事業所	南巨摩郡身延町 下山二百六十五 番地一	平成十八年 四月一日
株式会社 日本 ケアソリューシ ョン	甲府市丸の内三 丁目三十二番十 五号	パナ介護デイサ ービス	甲府市国玉町千 百五十三番地	平成十九年 二月二十三 日
医療法人 正寿 会	中央市乙黒二百 四十七番地一	デイサービス 倅せ	甲府市城東四丁 目二番二十三号	平成十八年 十二月十八

信和ビジネス株 式会社	富士吉田市上吉 田六千六百八十 六番地	信和ビジネス株 式会社 介護支 援センター やす らぎ 富士吉田	富士吉田市上吉 田六千六百八十 六番地	平成十九年 二月一日	日
----------------	---------------------------	---	---------------------------	---------------	---

山梨県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年十二月二十日までに一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野田尻四方津停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市四方津字呼戸一三七九番の八地先から上野原市四方津字呼戸一三九三番の一地先まで	六・二丁 一一・八	六・〇 一一・八	二八八・四	二八八・四

山梨県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年十二月二十日までに一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 桐原藤野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市桐原字下樺六四三番地先から 上野原市桐原字和田上六六五番の一地先 まで	九・一 一四・七	五・七 一一・〇		九五・六

**山梨県告示第四百十四号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十九年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間
県道	茅野北杜葎崎線	北杜市長坂町字富岡九八番の一地先から 北杜市長坂町字富岡四五番の五地先まで

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十一月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 八ヶ岳南麓
  - 2 代表者の氏名 米村元喜
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市高根町上黒澤千六百二十番地
  - 4 定款に記載された目的
- この法人は、次世代の人々に創造する力と多様ないのちと共に生きる力を伝え残すことを目的とする。その実現のために、学術書籍蒐集と書籍寄贈者などによる塾の開催や研究活動など理知の継承と創造を進展させる場を作ること、次に地域の自然のもつ力をよみがえらせそれを発揮しうる農林を進展させるための勉強塾を開設し共同体をつくること、また多様な世代が交流できる場を提供すること、そしてその他設立趣旨実現のための諸活動を行う。これらによって人間性豊かな社会づくりに寄与する。

縦覧期間 平成十九年十一月十四日から平成二十年一月十三日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十一月十五日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人コラボレーター
  - 2 代表者の氏名 小松宣康
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市竜ヶ丘二丁目七番二十八号
  - 4 定款に記載された目的
- この法人は、自らが発信源となり周りの人々や環境に対し最高の満足を与え、最大の信頼を得る力を身につけることにより富士北麓地域と共創(コラボレーション)する未来づくりを実現するために活動することを目的とする。

縦覧期間 平成十九年十一月十六日から平成二十年一月十五日まで

**公安委員会**

山梨県公安委員会規則第十三号



山梨県特例施設占有者の指定等に関する規則を次のように定める。  
平成十九年十一月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、遺失物法（平成十八年法律第七十三号。以下「法」という。）第十七条の規定に基づき遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号。以下「令」という。）（第五条第五号の規定による指定（以下「指定」という。））、法第二十五条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第二項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第二十六条第一項又は第二項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

**第二条** 山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、指定をしたときは、指定通知書（第一号様式）により、遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号。以下「規則」という。）第二十八条第一項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかつたときは、不指定通知書（第二号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第二十八条第四項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（第三号様式）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

**第三条** 規則第二十九条第二項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（第四号様式）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(指定の取消)

**第四条** 公安委員会は、規則第三十条第一項の規定による指定の取消し（以下「取消し」という。）をしよとするとときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）の規定に基づき、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（第五号様式）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第三十条第二項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（第六号様式）を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

**第五条** 法第二十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第二項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（第七号様式）により行うものとする。

(指示書による指示)

**第六条** 法第二十六条第一項又は第二項の規定による指示（以下「指示」という。）は、指示書（第八号様式）により行うものとする。

2 第四条第一項の規定は、指示をしよとするとときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を」とあるのは、「弁明の機会の付与を」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十九年十二月十日から施行する。

第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった次の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

山梨県公安委員会 印



第 号

不指定通知書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった次の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

理由

年 月 日

山梨県公安委員会 印

(裏面)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟の代表者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

特例施設占有者指定公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、次の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

山梨県公安委員会 印

第 号

## 特例施設占有者変更事項公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した次の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定に基づき公示する。

### 記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 3 変更の届出があった事項

年 月 日

山梨県公安委員会 印

第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した次の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲)

取消年月日

年 月 日

理由

年 月 日

山梨県公安委員会 印

(裏面)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟の代表者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。





第 号

### 報告等要求書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第25条第1項 第25条第2項 の規定に基づき、次のとおり 資料の提出を求め、  
 報告 保管物件の提示

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

報告をを求める事項

提出をを求める資料

提示をを求める保管物件

年 月 日

山梨県公安委員会 印

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

(裏面)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟の代表者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

## 指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第26条第1項 の規定に基づき、次のとおり指示する。  
第26条第2項

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

指示事項

指示をする理由

年 月 日

山梨県公安委員会 印

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

(裏面)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山梨県公安委員会（山梨県警察本部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
  
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟の代表者は山梨県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番